

一般財団法人 群馬音楽艺术学院  
定款

# 第1章 総則

## (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 群馬音楽芸術学院と称し、英文名をGunma Conservatoire of Musical Arts（英文略称GCMA）とする。

## (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

## (目的)

第3条 当法人は、群馬県の風土や歴史、地域文化を資源とした音楽文化の振興に寄与することを目的とし、本県において音楽、芸術を志す人々に充実した教育を受けることができる環境を提供すると共に、国内外で活躍する芸術家、教育者、アートマネージャーの育成を目指す。

## (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 音楽芸術に関する教養と技能の教授
- ② 音楽芸術に関する公演（演奏会等）
- ③ 音楽芸術を通じた地域振興と文化の向上に関する事業（音楽祭・アウトリーチ等）
- ④ 楽団運営（オーケストラ・吹奏楽・合唱）
- ⑤ 群馬県地域における芸術活動の調査研究
- ⑥ 国際交流（外国の芸術団体・教育機関・個人・その他）
- ⑦ 当法人と類似の目的を有する学校法人設立のための事業（各種後援活動）
- ⑧ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## (公告)

第5条 当法人の公告は官報に掲載する方法によって行う。

## (事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 資産及び会計

(設立者の氏名、住所、財産の抛出、その価格及び基本財産)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は次のとおりとする。

設立者	戸塚幸太郎
住所	群馬県高崎市下豊岡町182番地4
抛出財産	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字城山1044番475の土地
地目	山林
地積	660㎡
抛出財産の価額	金311万円

2. 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産若しくは理事会において決議した財産は、当法人の基本財産とする。
3. 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第8条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び3号の書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第10条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第3章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2. 評議員長は、評議員会において選任する。
3. 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 評議員は、辞任又は任期の満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2. 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準による。

### 第2節 評議員会

(開催)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(議長)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ その他法令で定められた事項

3. 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 理事・監事及び理事会

### 第1節 理事・監事等

(員数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上
- ② 監事 1名以上

2. 理事のうち、1名を理事長とし、必要に応じて1名を専務理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
4. 理事長及び専務理事以外の理事は全て非常勤理事とし、非常勤理事は業務執行の権限を有しないものとする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特段の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - ① 当該理事の配偶者
  - ② 当該理事の三親等以内の親族
  - ③ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ 当該理事の使用人
  - ⑤ 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
  - ⑥ 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
3. 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括・執行する。専務理事は、この法人の業務を分担執行し、理事長を補佐する。非常勤理事は業務執行の権限を有しないが、法人発展のため理事長及び専務理事を補佐する。
3. 理事長は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  4. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

- 第29条 当法人は、役員に関する一般法人法198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 当法人は、一般法人法198条において準用される115条の規定により外部役員及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第2節 理事会

### (権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び専務理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
3. 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、理事（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。



## 第5章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数によって変更することができる。当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第36条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由又は第4条第7号に掲げる学校法人設立時に解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第6章 附則

(設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第39条 当法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりである。

設立時評議員 内田恵美子

設立時評議員 笹沢孝幸

設立時評議員 石関広美

設立時理事 戸塚幸太郎

設立時理事 戸塚弘幸

設立時理事 小林一博

設立時理事 太田克利

設立時理事 青木一夫

設立時理事 石川慎吾

設立時代表理事 戸塚幸太郎

設立時監事 大谷博子

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(名誉理事長及び顧問)

第41条 当法人には、名誉理事長及び顧問を若干名置くことができる。

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人群馬音楽芸術学院設立のため、設立者戸塚幸太郎の定款作成代理人である司法書士法人みずほ中央事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成22年12月1日

設立者 戸塚幸太郎

上記定款作成代理人

東京都新宿区四谷一丁目5番地東交ビル5階

司法書士法人みずほ中央事務所

代表社員 三平聡史